

第一六回

参第一三号

けい肺法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第四条）

第一条 （目的）

第二条 （適用事業の範囲）

第三条 （用語の定義）

第四条 （症状区分）

第二章 予防措置（第五条 - 第十二条）

第五条 （けい酸粉じんの量の減少義務）

第六条 （保護具）

第七条 （鉱山保安法との関係）

第八条 （けい肺健康診断）

第九条 （都道府県労働基準局長の行うけい肺健康診断）

第十条 （けい肺症状の決定）

第十一条 （けい肺症状の決定の請求）

第十二条 （粉じん作業からの排除）

第三章 けい肺補償（第十三条 - 第二十二条）

第十三条 （けい肺療養）

第十四条 （けい肺休業補償）

第十五条 （転換補償）

第十六条 （栄養補給）

第十七条 （補償の原則）

第十八条 （労働者災害補償保険の適用）

第十九条 （使用者の免責）

第二十条 （非課税）

第二十一条 （厚生年金保険法の特例）

第二十二条 （補償に関する細目）

第四章 施行機関（第二十三条 - 第二十九条）

第二十三条 （けい肺指導官）

第二十四条 （けい肺指導官の権限）

第二十五条 （監督機関に対する申告）

第二十六条 （けい肺診断官）

第二十七条 （けい肺診断官の権限）

第二十八条 （けい肺審議会）

第二十九条（けい肺研究所）

第五章 雑則（第三十条 - 第三十二条）

第三十条（異議の申立）

第三十一条（報告等の義務）

第三十二条（労働基準法の準用）

第六章 罰則（第三十三条 - 第三十五条）

第三十三条・第三十四条（刑罰）

第三十五条（両罰規定）

附 則

1（施行期日）

2 8（従前の患者に対する措置）

9（労働者災害補償保険特別会計法の一部改正）

10（地方税法の一部改正）

11（労働省設置法の一部改正）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に定めるものの外、労働者がけい肺にかかることを予防し、又、けい肺にかかった労働者に対して必要な補償を行うことを目的とする。

（適用事業の範囲）

第二条 この法律は、労働者が粉じん作業場において作業を行う左に掲げる事業に通用する。但し、同居の親族のみを使用する事業には適用しない。

一 金属鉱業

二 石炭鉱業

三 金属精錬業

四 金属鋳物業

五 よう業

六 土石採取業

七 土石工業

八 石切業

九 その他政令で定める事業

（用語の定義）

第三条 この法律において使用する用語の定義は、左の各号に定めるところによる。

一 「けい酸粉じん」とは、遊離けい酸を含有する粉じんをいう。

二 「粉じん作業場」とは、けい酸粉じんを飛散する作業場で政令で定めるものをいう。

三 「けい肺」とは、吸入されたけい酸粉じんによつて肺に特殊の繊維性変化を起す疾病（以下けい肺器質障害という。）けい肺器質障害にこれに起因する心肺系の機能障害が合併した疾病及びけい肺器質障害と肺結核、肺炎その他の心肺系の疾病との合併した疾病をいう。

四 「労働者」とは、前条（適用事業の範囲）の事業における労働基準法第九条（労働者の定義）の労働者をいう。

五 「使用者」とは、前条の事業における労働基準法第十条（使用者の定義）の使用者をいう。

六 「賃金」とは、労働基準法第十一条（賃金の定義）の賃金をいう。

七 「平均賃金」とは、労働基準法第十二条（平均賃金の定義）の平均賃金をいう。

（症状区分）

第四条 けい肺の症状を胸部エックス線写真所見その他の臨床所見によつて次の各号に分け、その判定に必要な基準は、省令で定める。

一 けい肺一期

二 けい肺二期

三 けい肺三期

四 けい肺結核（けい肺器質障害と肺結核との合併した疾病をいう。以下同じ。）

## 第二章 予防措置

（けい酸粉じんの量の減少義務）

第五条 使用者は、粉じん作業場において労働者が作業に従事する場合には、その作業場におけるけい酸粉じんの量をできるだけ少くするように努めなければならない。

2 けい酸粉じんの量を測定する方法及び測定に使用する器具の技術上の基準については、労働大臣の指定する日本工業規格によらなければならない。

3 第一項の規定の実施に関し必要な事項は、省令で定める。

（保護具）

第六条 使用者は、粉じん作業場における作業に常時従事する労働者に使用させるため、省令の定めるところにより、作業の種類に応じた保護具を各労働者に専用に備え付けなければならない。

2 前項の保護具は、日本工業規格に従つて労働大臣の行う検定に合格したものでなければならない。

3 労働者は、省令の定める粉じん作業場における作業に従事する場合には保護具を使用しなければならない。

（鉱山保安法との関係）

第七条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項（鉱山及び鉱山に係る附属施設の定義）の規定による鉱山について、同法（これに基く命令を含む。）に前二条の規定に相当する規定があるときは、その事項に関しては同法及びこれ

に基く命令の定めるところによる。

(けい肺健康診断)

第八条 使用者は、粉じん作業場における作業に従事する労働者については、労働基準法第五十二条(健康診断)の健康診断の外、医師に、雇入の際及び毎年一回定期的に、胸部エックス線写真直接撮影その他省令の定める項目についてけい肺健康診断を行わせなければならない。

2 左の各号に掲げる労働者で粉じん作業場における作業に従事するものについては、前項に規定する定期に行うけい肺健康診断は、同項の規定にかかわらずそれぞれ各号に定める回数について行わなければならない。

一 粉じん作業場における作業に従事してから十五年以内の期間内にけい肺一期にかかったことが明らかにされた労働者については毎年二回

二 前項の労働者が肺結核の治癒後二年を経過しないものである場合には毎年三回

3 使用者は、前二項のけい肺健康診断を行わせたときは、遅滞なく、その胸部エックス線写真及び医師の臨床所見その他省令の定める事項を記載した書面を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

4 粉じん作業場における作業に従事する労働者は、第一項又は第二項のけい肺健康診断を受けなければならない。正当な理由がなくてけい肺健康診断を受けない労働者は、第三章(けい肺補償)に定めるけい肺補償を受ける権利を失う。

(都道府県労働基準局長の行うけい肺健康診断)

第九条 都道府県労働基準局長は、使用者が前条第一項(雇入の際及び毎年一回のけい肺健康診断)若しくは第二項(毎年二回以上のけい肺健康診断)の規定によるけい肺健康診断を行わず、又は行うも十分でない認めるときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の例により、みずからけい肺健康診断を行い、その費用を当該使用者から徴収することができる。

(けい肺症状の決定)

第十条 都道府県労働基準局長は、第八条第三項(けい肺健康診断のエックス線写真等の提出)の規定により胸部エックス線写真及び医師の臨床所見その他省令の定める事項を記載した書面の提出を受けたとき、又は前条の規定によりけい肺健康診断を行ったときは、けい肺診断官の診断を経て、労働者が第四条(症状区分)各号の一に該当するか否かを決定しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、労働者が第四条各号の一に該当すると決定したときはその症状を、当該作業に係る事業所を管轄する労働基準監督署の長を経由して、使用者及び当該労働者に通知しなければならない。

(けい肺症状の決定の請求)

第十一条 第二条(適用事業の範囲)の事業に使用されて粉じん作業場における作業に従事する労働者又は同条の事業に使用されて粉じん作業場における作業に従事していた

者は、何時にても直接撮影による胸部エックス線写真及び医師の臨床所見その他省令の定める事項を記載した書面を都道府県労働基準局長に提出して、第四条（症状区分）に規定するけい肺の症状の決定を請求することができる。

2 都道府県労働基準局長は、前項の規定による請求を受けたときは、けい肺診断官の診断を経て、その者のけい肺の症状を決定しなければならない。

3 都道府県労働基準局長は、前項の規定による決定をしたときはその症状を、当該作業に係る事業所を管轄する労働基準監督署の長を経由して、本人及びその使用者（本人が現在第二条の事業に使用されていない者である場合には、その者が最後に使用された同条の事業の使用者）に通知しなければならない。

（粉じん作業からの排除）

第十二条 使用者は、第十条第一項（けい肺健康診断によるけい肺症状の決定）又は前条第二項（請求によるけい肺症状の決定）の規定による都道府県労働基準局長の決定により、粉じん作業場における作業に従事してから五年未満の期間内にけい肺一期にかかったことが明らかにされた者を、けい酸粉じんの量の多い省令の定める粉じん作業場における作業に従事させてはならない。

2 使用者は、第十条第一項又は前条第二項の規定による都道府県労働基準局長の決定により左の各号の一に該当することが明らかにされた者、肺結核にかかっている者（症状が消失していても再発のおそれが濃厚であると認められる者を含む。）及び労働大臣がけい肺審議会の議を経て指定する疾病にかかっている者を粉じん作業場における作業に従事させてはならない。

一 けい肺二期にかかっている者

二 けい肺三期にかかっている者

三 けい肺結核にかかっている者

3 使用者は、第一項の規定に該当した労働者を同項に規定する粉じん作業場以外の粉じん作業場に転換させて使用することができる場合には、その作業場に転換させて引き続き使用するように努めなければならない。

4 使用者は、前項の規定による転換のできない労働者又は第二項の規定に該当した労働者を粉じん作業場以外の作業場に転換させて使用することができる場合には、その作業場に転換させて引き続き使用するように努めなければならない。

### 第三章 けい肺補償

（けい肺療養）

第十三条 使用者は、第二条（適用事業の範囲）の事業に使用されて粉じん作業場における作業に従事する労働者又は同条の事業に使用されて粉じん作業場における作業に従事していた者の労働基準法に基くけい肺の療養については、同法第八十一条（打切補償）に定める期間後更に二年間は、その療養又は療養の費用の負担を継続しなければならない。

2 けい肺の療養に係る労働基準法第八十一条の打切補償は、同条の規定にかかわらず前項の期間の経過後において行うものとする。

3 けい肺につき使用者がその療養を行い、又はその療養の費用を負担すべき期間は、療養を必要としないと認定された期間を除いて算定するものとする。

(けい肺休業補償)

第十四条 使用者は、第二条(適用事業の範囲)の事業に使用されて粉じん作業場における作業に従事する労働者又は同条の事業に使用されて粉じん作業場における作業に従事していた者が、労働基準法第七十五条(療養補償)及び前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、労働基準法第七十六条第一項(休業補償)に規定する休業補償の外、その療養中平均賃金(現に粉じん作業場における作業に従事していない者については、当該作業を離れた最終の日における平均賃金とする。)の百分の二十のけい肺休業補償を行わなければならない。

2 労働基準法第七十六条第二項及び第三項(休業補償額の改訂)並びに第七十八条(重過失に基く休業補償の例外)の規定は、前項のけい肺休業補償について準用する。

(転換補償)

第十五条 使用者は、第十二条(粉じん作業からの排除)第一項に該当する労働者に対しては、当該労働者の平均賃金の三十日分の転換補償を、同条第二項各号の一に該当することが都道府県労働基準局長の決定により明らかにされた労働者に対しては、当該労働者の平均賃金の九十日分の転換補償を支給しなければならない。

(栄養補給)

第十六条 使用者は、けい肺にかかっている労働者に対して、省令の定める基準を下らない程度の栄養補給を行い、又は同程度の栄養補給のために必要な費用に相当する金額を支給しなければならない。但し、第十四条(けい肺休業補償)の規定によりけい肺休業補償を受けている期間は支給しなくてよい。

2 前項の給付は、開始の日から五年を経過したときは打ち切ることができる。

(補償の原則)

第十七条 第十三条から前条まで(けい肺療養、けい肺休業補償、転換補償、栄養補給)に規定する補償の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として補償についての労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(労働者災害補償保険の適用)

第十八条 第十三条から第十六条まで(けい肺療養、けい肺休業補償、転換補償、栄養補給)の補償は、労働者災害補償保険法第十二条第一項(災害補償の範囲)の規定にかかわらずこれに要する費用を同法で保険する災害補償の範囲に属するものとし、この補償に要する費用の保険に関しては、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条(保険関係の成立)中「第三条第一項の強制適用事業」とあり、「第三条第一

項の事業」とあるのは「けい肺法第二条の事業」と、同法第十二条第三項（療養の直接給付）中「第一項第一号の規定による災害補償」とあるのは「けい肺法第十三条の規定によるけい肺療養補償」と、「同号の療養補償費」とあるのは「けい肺法第十三条のけい肺療養補償に要する費用」と、同法第十三条第一項（療養補償費又は療養の範囲）中「前条第一項第一号の療養補償費又は同条第三項」とあるのは「けい肺法第十三条のけい肺療養補償に要する費用又は前条第三項」と読み替えるものとする。

2 この法律の適用を受ける事業は、労働者災害補償保険法第三条（適用事業の範囲）第一項及び第二項の規定にかかわらず同法の強制適用事業とする。

3 第十三条から第十六条までの補償に関する保険給付は、補償を受けるべき労働者に支給する。

4 国は、政令の定めるところにより、第十三条から第十六条までの補償に関する保険給付に要する費用の三分の一を負担する。

（使用者の免責）

第十九条 使用者は、補償を受けるべき者が同一の事由について、労働者災害補償保険法によつて第十三条から第十六条まで（けい肺療養、けい肺休業補償、転換補償、栄養補給）の補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、補償の責を免れる。

2 使用者は、第十三条から第十六条までの補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法（明治二十九年法律第八十九号）による損害賠償の責を免れる。

（非課税）

第二十条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

（厚生年金保険法の特例）

第二十一条 けい肺に係る障害年金又は障害手当金に関する厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第三十六条（障害年金及び障害手当金の支給要件）の規定の適用については、同条第一項中「医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日（健康保険ノ被保険者タル被保険者ニ在リテハ健康保険法ニ依ル療養ノ給付ヲ受ケタル日）ヨリ起算シ二年以内ニ治癒シタル場合又ハ治癒セザルモ其ノ期間ヲ経過シタル場合ニ於テ」とあるのは「療養開始後療養ヲ必要トセズト認定サレタル期間ヲ除キテ三年以上ヲ経過シタル時期ニ於テ」と読み替えるものとする。

2 国は、けい肺に係る障害年金又は障害手当金の給付に要する費用の十分の二を負担する。

（補償に関する細目）

第二十二条 この章に定めるものの外、けい肺補償に関する細目は、省令で定める。

第四章 施行機関

（けい肺指導官）

第二十三条 この法律の施行に関する事項を実施させるため、労働省労働基準局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署にけい肺指導官を置く。

2 けい肺指導官の資格及び任免に関する事項は、政令で定める。

(けい肺指導官の権限)

第二十四条 けい肺指導官は、この法律の施行に関して事業場その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、使用者若しくは労働者に対して尋問を行い、又はけい酸粉じんを測定検査することができる。

2 前項の場合において、けい肺指導官は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときはこれを呈示しなければならない。

(監督機関に対する申告)

第二十五条 この法律の適用を受ける事業に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又はけい肺指導官に申告することができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

(けい肺診断官)

第二十六条 労働省労働基準局及び労働大臣が必要と認める都道府県労働基準局にけい肺診断官を置く。

2 けい肺診断官は、けい肺について学識経験のある医師のうちから労働大臣が任命する。

3 けい肺診断官は、非常勤とすることができる。

4 前三項に定めるものの外、けい肺診断官に関して必要な事項は、政令で定める。

(けい肺診断官の権限)

第二十七条 けい肺診断官は、第九条(都道府県労働基準局長の行うけい肺健康診断)、第十条第一項(けい肺健康診断によるけい肺症状の決定)、第十一条第二項(請求によるけい肺症状の決定)及び第三十条第五項(異議の申立による決定の取消等)の場合において、けい肺にかかり、又はかかっている疑のある労働者の検診をすることができる。

2 前項の場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときはこれを呈示しなければならない。

(けい肺審議会)

第二十八条 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため労働省にけい肺審議会を置く。

2 前項のけい肺審議会の委員の数、資格その他必要な事項は、政令で定める。

(けい肺研究所)

第二十九条 国は、けい肺に関する調査及び研究を行うためけい肺研究所を設置する。

2 けい肺研究所の内部組織その他必要な事項は、省令で定める。



## 第五章 雑則

### (異議の申立)

第三十条 第十条第一項(けい肺健康診断によるけい肺症状の決定)又は第十一条第二項(請求によるけい肺症状の決定)の規定による都道府県労働基準局長の決定について不服のある者は、労働大臣に、文書をもつて、異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立をするには、第十条第一項又は第十一条第二項の規定による通知を受けた日から三十日以内に、異議の申立の文書を、決定をした都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

3 前項に規定する期間中及び異議の申立があつた場合において、これに対する労働大臣の決定があるまでの間は第十二条(粉じん作業からの排除)の規定は適用しない。

4 第一項の場合において、都道府県労働基準局長は、異議の申立の文書を受け取つた日から十日以内に意見書及び必要な資料を添えてその文書を労働大臣に送付しなければならない。

5 労働大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、けい肺診断官の診断を経て、都道府県労働基準局長の決定を取り消し、変更し、又は異議の申立を却下し、その旨を都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

6 都道府県労働基準局長は、前項の通知を受けたときは、これを当該申立人に文書をもつて通知しなければならない。

7 けい肺症状の決定に係る不服については、労働者災害補償保険法第三十五条(不服申立)及び第三十六条(保険審査官)の規定は適用しない。

### (報告等の義務)

第三十一条 使用者又は第二条(適用事業の範囲)の事業に使用される労働者は、この法律の施行に関して、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又はけい肺指導官から要求のあつた場合においては、遅滞なく必要な事項について報告し、又は出頭しなければならない。

### (労働基準法の準用)

第三十二条 この法律に定める補償については、労働基準法第八十三条(補償を受ける権利の継続性並びに譲渡及び差押の禁止)、第八十五条(審査及び仲裁)、第八十六条(労働者災害補償審査会)、第八十七条(請負事業に関する例外)、第一百五條の二(国の援助義務)、第一百六条第一項(法令規則の周知義務)及び第一百五條(時効)の規定を準用する。但し、けい肺症状の決定に係る不服については、同法第八十五条及び第八十六条の規定は準用しない。

## 第六章 罰則

### (刑罰)

第三十三条 第六条第一項(保護具の備付義務)、第八条第一項から第三項まで(けい肺健康診断)、第十二条(粉じん作業からの排除)第一項若しくは第二項、第十三条第一

項（けい肺療養）第十四条（けい肺休業補償）第一項若しくは第二項（労働基準法第七十八条の規定を準用する部分を除く。）第十五条（転換補償）第十六条（栄養補給）又は第二十五条第二項（労働者の監督機関に対する申立による不利益取扱の禁止）の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十四条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条（けい肺指導官の権限）の規定によるけい肺指導官の臨検若しくはけい酸粉じんの測定検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者
- 二 第二十七条（けい肺診断官の権限）の規定によるけい肺診断官の検診を妨げた者
- 三 第三十一条（報告等の義務）の規定による都道府県労働局長、労働基準監督署長又はけい肺指導官の要求のあつた場合において、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
- 四 第三十二条（労働基準法の準用）において準用する労働基準法第百六条第一項（法令規則の周知義務）の規定に違反した者  
（両罰規定）

第三十五条 前二条の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、行爲者を罰する外、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。但し、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合においてはその法定代理人を事業主とする。以下本条において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

- 2 事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合には、前項の規定にかかわらず事業主も行爲者として罰する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。  
（従前の患者に対する措置）
- 2 この法律施行前第二条（適用事業の範囲）に規定する事業に使用されてけい肺にかかつた者で、この法律施行の際同条に規定する事業に使用されておらず、又は使用されているが既に労働基準法第八十一条（打切補償）の打切補償若しくは法令に基くこれと同性質の補償を受けたものに対しては、政府は、五年間労働基準法第七十五条（療養補償）の療養補償に相当するけい肺の療養を行う。但し、その者がこの法律施行前法令に基いて同性質の療養又は療養に必要な費用の支給を受けたものであるときは、

- 当該療養の期間に相当する期間はこの項の規定によるけい肺の療養の期間に算入する。
- 3 政府は、前項の療養に必要な費用を支給して、同項の療養の給付に代えることができる。
  - 4 健康保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第三条（従前の業務上の事由による疾病、負傷等の取扱）の規定の適用を受けている者については、前二項の規定は適用しない。
  - 5 第二項に規定する者が同項の療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、政府は、その者に対してその療養中労働基準法第七十六条及びこの法律第十四条（休業補償、けい肺休業補償）の例により、休業補償及びけい肺休業補償に相当する金額を支給する。
  - 6 前項の規定により支給すべき休業補償及びけい肺休業補償に相当する金額を算定する場合の平均賃金は、労働大臣が定める。
  - 7 この法律施行前に第二条に規定する事業に使用されていた者につき、第十六条（栄養補給）に規定する事由があつて、その事由がこの法律施行前の作業に起因するものである場合において、その者がこの法律施行の際現にその作業に係る事業に使用されていないものであるときは、政府は、その者に対し、第十六条の例により、栄養補給に必要な費用に相当する金額を支給する。
  - 8 第二十一条（厚生年金保険法の特例）の規定は、この法律施行前に、けい肺の療養開始後療養を必要としないと認定された期間を除いて三年を経過した者についても適用する。但し、この法律施行前に当該事由により厚生年金保険法の規定による障害年金又は障害手当金の支給を受けた者に対しては適用しない。  
（労働者災害補償保険特別会計法の一部改正）
  - 9 労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「保険料」を「保険料、一般会計からの受入金」に改める。  
第十三条の次に次の一条を加える。  
第十三条の二 この会計において、一般会計から受け入れた金額が、当該年度におけるけい肺法第十八条第四項の規定による国庫負担金の金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同条の規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌翌年度までに一般会計に返還し、当該不足額は、翌翌年度までに一般会計から補てんするものとする。  
（地方税法の一部改正）
  - 10 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
第二百六十二条第三号中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」を「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（けい肺法（昭和二十八年法律

第 号)第十八条の場合を含む。)」に改め、同条第五号中「災害補償」の下に「並びにけい肺法の規定によつて給付を受ける補償」を加える。

第六百七十二条第三号中「労働者災害補償保険法」を「労働者災害補償保険法(けい肺法第十八条の場合を含む。)」に改め、同条第五号中「災害補償」の下に「並びにけい肺法の規定によつて給付を受ける補償」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

11 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)又はけい肺法(昭和二十八年法律第 号)」に改め、同条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 けい肺の症状の決定及びけい肺健康診断を行うこと。

第四条第二十九号中「労働基準法」を「労働基準法又はけい肺法」に改める。

第八条第十号中「産業安全研究所」を「産業安全研究所、けい肺研究所」に改め、同条第十一号中「及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」を「、労働者災害補償保険法(昭和二十年法律第五十号)及びけい肺法」に改める。

第十一条中「産業安全研究所」を

「 産業安全研究所

けい肺研究所 」

に改める。

第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(けい肺研究所)

第十二条の二 けい肺研究所は、けい肺に関する調査及び研究を行う機関とする。

2 けい肺研究所は、東京都に置く。

3 けい肺研究所の内部組織は、労働省令で定める。

第十三条第一項の表中「けい肺対策審議会 けい肺対策を調査審議すること。」を「けい肺審議会 けい肺法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」に改める。

第十五条第一項中「及び労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む。)」を「、労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む。)及びけい肺法(これに基く命令を含む。)」に改め、同条第二項中第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ第一号の次に次の一号を加え、同条第三項中「第四号」を「第五号」に改める。

二 けい肺法を施行すること。

第十七条第一項中「及び労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む。)」を「、労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む。)及びけい肺法(これに基く命令を含む。)」に改め、同条第二項中「事務」の下に「及びけい肺法に基く臨検その他同法の実施に関する事項」を加える。

## 理 由

特殊の職業病であるけい肺の予防及び補償等に関して特別の措置を講ずる必要がある。  
これが、この法律案を提出する理由である。